

### 3.6. 利用者ニーズを踏まえた歩道段差の工夫事例（鳥取県）

#### (1) 取組の背景・経緯

従前は視覚障害者が歩車道を判別できるように歩道と車道との境界部には 2cm の段差を設けていたが、車いす走行の支障となるため、これを改善するよう車いす使用者から要望があったことから、車いす対応縁石の検討を行った。

#### (2) 取組の内容

縁石の形状などの検討については、「鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例」策定の際に設置した学識経験者や社会福祉協議会などが参画する協議会において縁石についても協議した。また、協議会とは別に視覚障害者も含む障害者団体と当該縁石の形状について協議を行い、切り下げ部が部分的であることから理解を得た。

利用者から要望が寄せられた箇所を優先的に整備しており、併せて主要駅から病院、福祉施設、官公庁などへの経路も整備している。

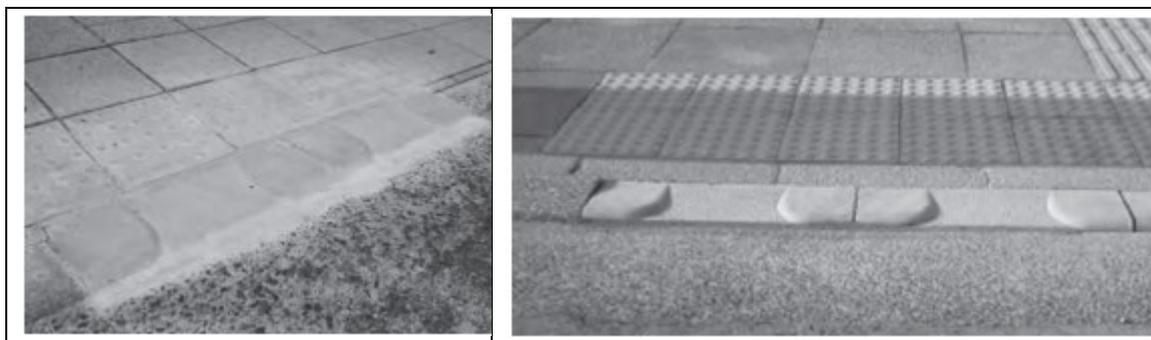


写真 3-4 車いす対応縁石の様子

出典：鳥取県福祉のまちづくり 施設整備マニュアル

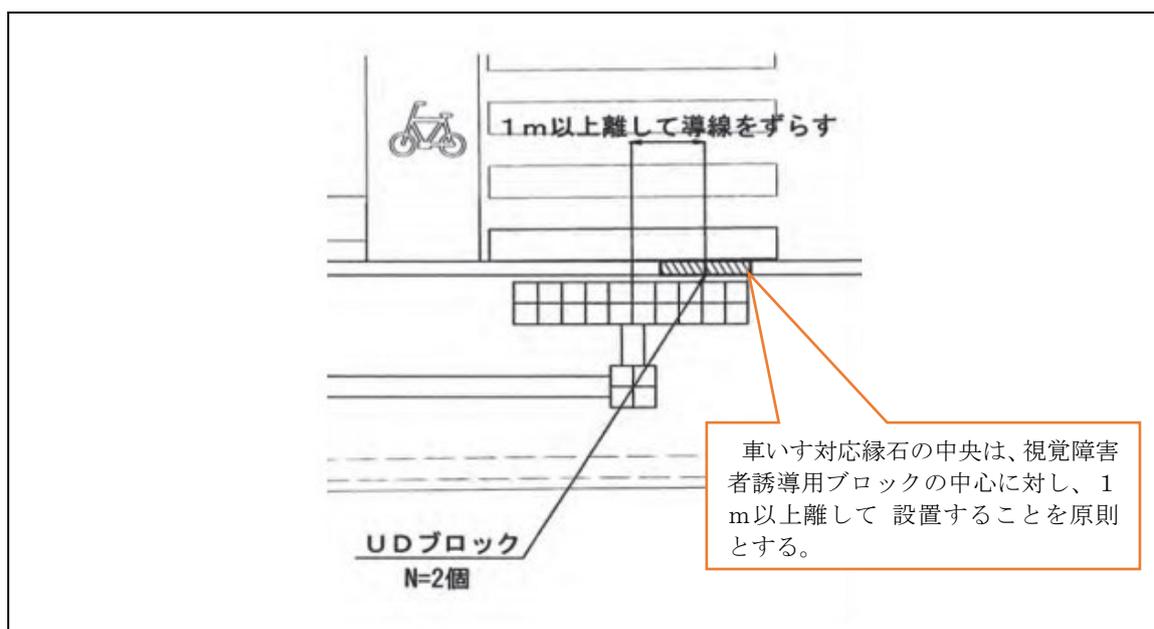


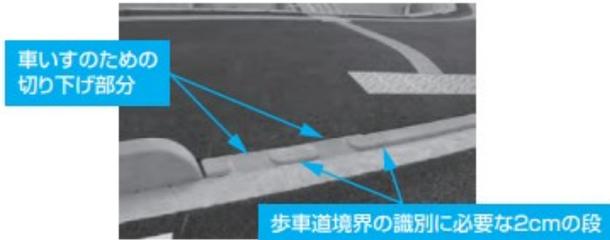
図 3-11 車いす対応縁石の配置例

出典：鳥取県福祉のまちづくり 施設整備マニュアル

## 【参考資料】

### 車いす対応縁石

視覚障がい者の安全かつ円滑な通行のためには、歩道と車道の境界を識別する手がかりとして歩道と車道の境界部に2cmの段差を設けることとしているが、車いす使用者、高齢者等の安全かつ円滑な通行のためには、段差が無いことが望ましいため、車いすの車輪の通行部分の縁石の表面に勾配を付けて段差を無くす構造とする。



(参考)

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例 平成25年3月26日 鳥取県条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、県道の構造の技術的基準及び移動等円滑化のために必要な基準並びに県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

～ 中略 ～

(移動等円滑化のために必要な構造の基準)

第7条 県道の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第7条関係）

(区分) 歩道等

(基準) 11

横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、視覚障がい者の移動等円滑化のために2センチメートルの段差を設けるとともに、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が通行しやすいようその一部について段差を設けないことを標準とすること。また、当該段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。

図 3-12 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（参考）